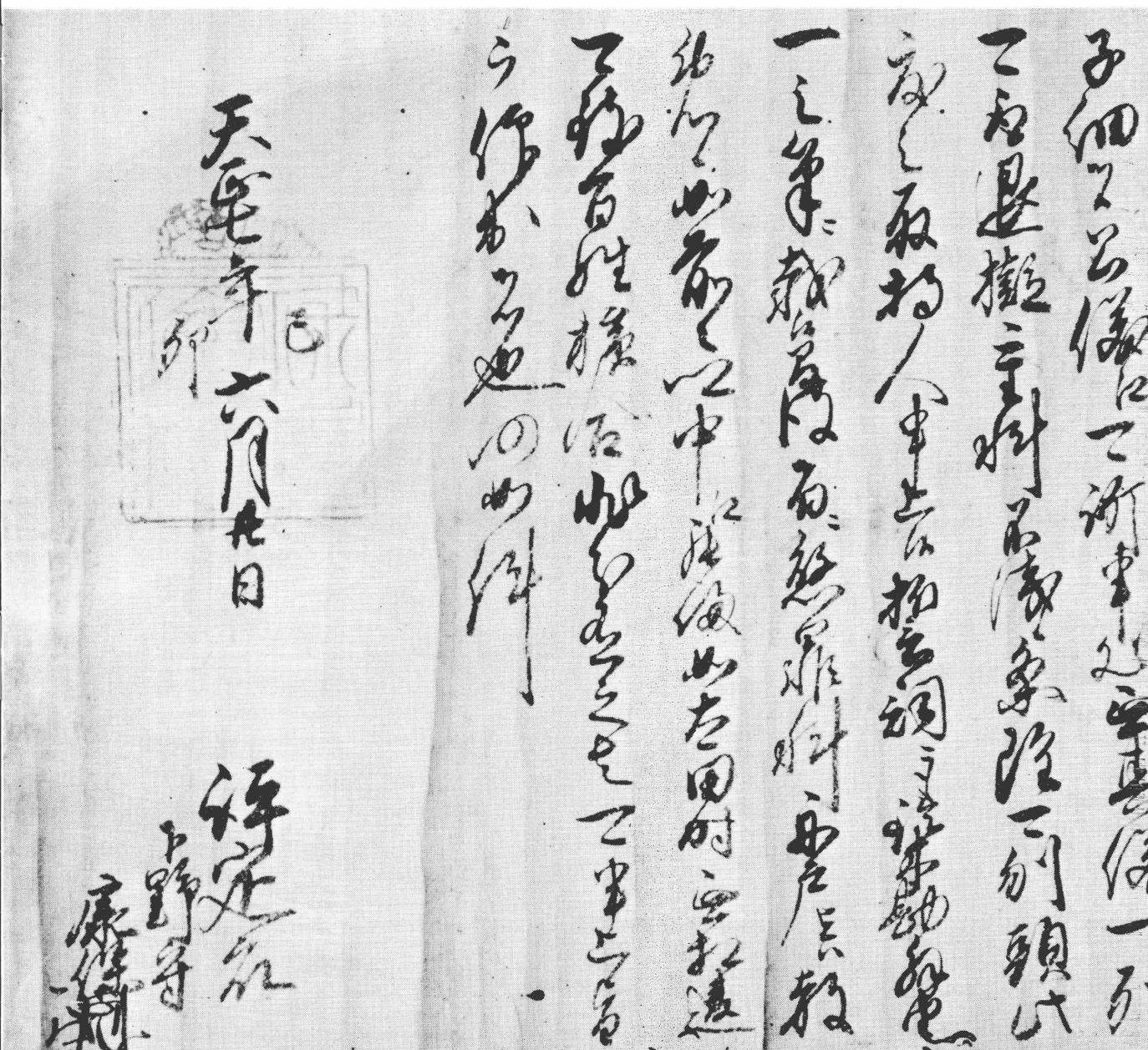


戦国期の埼玉

後北条氏展

—鄉土資料室第83回展示—



(牛込家文書・鳩ヶ谷市)

主 催

埼玉会館・埼玉県立文書館

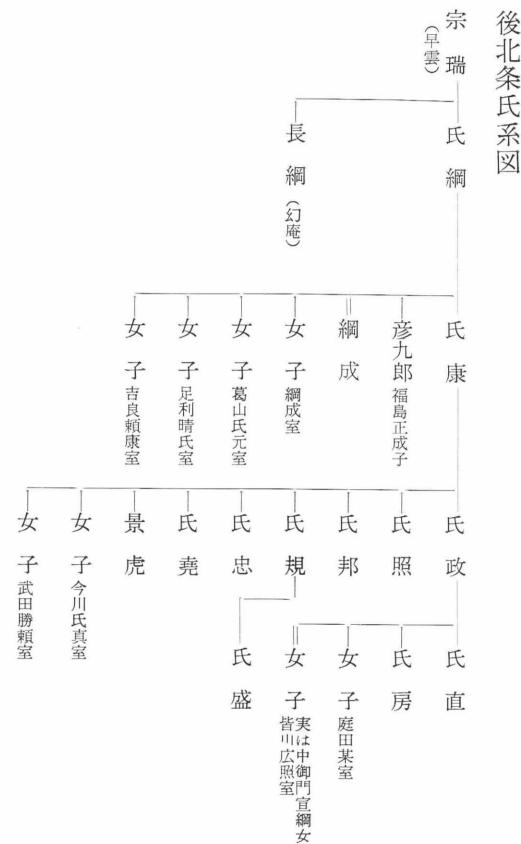
1. 後北条氏5代と武藏国への侵攻

後北条氏は、初代早雲が延徳3年(1491)伊豆の堀越公方茶々丸を倒し戦国大名として出発した。その後、明応4年(1495)には小田原城を奪取し、以後氏綱、氏康、氏政、氏直の5代100年にわたって、関東の雄として霸権をとなえた。

後北条氏の武藏国侵攻は、大永4年(1524)ころから本格化し、その後もことあるごとに、川越、松山などに攻めいり各地で戦闘をくり返した。なかでも天文15年(1546)4月、北条氏康が、古河公方を擁立した扇谷、山内両上杉氏の8万といわれる大軍に包囲された川越城を、わずか8千の兵をもって急襲しこれを撃退した合戦は、川越夜戦として史上有名である。さらに天文21年(1552)には上州平井城に拠った関東管領上杉憲政を越後に追放し、ここに武藏国支配の基礎を固めた。

この間、武藏国内で頑強に後北条氏と抗争していた岩付城主太田資正も、永禄7年(1564)には城を追われ、下野の宇都宮氏や常陸の佐竹氏を頼り、外部から後北条氏の侵攻を牽制するにとどまった。

武力によって武藏国を掌中に収めた後北条氏にとって次の課題は、征服地の在地土豪の掌握と隣接諸大名との戦いであった。前者は領国内に支城体制を確立することで克服し、後者については、上杉、武田両氏とめまぐるしい外交戦、白兵戦をくりひろげた。越後の上杉謙信は度々関東に攻めいり、永禄4年(1561)には鶴岡八幡宮において関東管領に就任した。また武田信玄も永禄12年(1569)



元亀2年(1571)などに武藏国内に侵攻したが、いずれも短期間の戦闘におわった。

こうした内外の諸勢力との抗争の過程で、後北条氏の武藏国支配の体制は着々と整えられ、「侵攻」から「領国経営」へと発展していった。



北条早雲像



北条氏綱像

2. 支城体制の確立

後北条氏の武藏国支配のあり方は、小田原を中心に、一族を領国内の要地の支城主に配し、本城と支城とを緊密な関係においていたことがある。各支城主は、本城に対してある程度の独自性を有し、おののの分国経営にあたった。

本県関係では、氏康の次男氏照が天文末年から永禄初年(1554~58)の頃、滝山城(八王子市)に拠り、多摩地方及び入間郡西部・高麗郡の在地豪族と提携しながら、上杉、武田などの戦国大名とも対峙し、天正2年(1574)には武藏東部の元栗橋付近にも勢力を拡大している。氏照が滝山城時代に発給した印判状には、象の形を郭内にとじ込め、印文は「如意成就」とある。「意の如くに何事も成し就げてやろう」という氏照の強い意志がよくあらわれている。

一方氏康の3男氏邦は、武藏北部の豪族藤田氏の養子となり、はじめ藤田氏の天神山城(長瀬町)に居を構え、のち城鉢形に移って大里、幡羅、児玉、秩父諸郡を支配し、上州進出の拠点となった。氏邦の発給した印判状には「翕邦抱福」の4文字が彫られ、「邦をあつめて福をつかむ」とい

う政治理念が示されている。分国内の諸産業の発展にも著しいものがあり、その中心となつたのが城下町鉢形であった。

最後まで後北条の武蔵侵攻に抵抗した岩付城の太田資正も、子息氏資により城を奪われその氏資も永禄10年(1567)には戦死してしまった。この後岩付城は後北条氏の直接支配下にはいったが、天正年間になると氏政の次男太田氏房が支配することになった。

こうして次々と旧在地勢力を解体し一族のものがそれにとってかわる過程で、忍城の成田氏や松山城の上田氏なども服属し、永禄末年には、現在の埼玉県域はほぼ後北条氏の支配下にはいってしまった。



3. 村落と農民

戦国時代の農村は、それまでの荘園制が崩れた後、地理的条件(地縁)によって結ばれた村落共同体として郷村が生れた。

郷村内部では、家父長制的な大規模農業經營

を行う有力な農民があり、そのもとで「地下人・小百姓」と呼ばれる人々が耕作していた。そして有力農民の中には、村落全体についても支配的権力をもつ者がおり土豪・郷侍などと言われていた。

土豪層は戦国大名の軍事力の一翼を担つて戦

場を走り廻ったが、一方では年貢収取体制の末端としても存在していた。年貢は彼ら土豪層・百姓中に宛てられた。戦国大名は年貢増徴をはかっていくが、これに対し郷村ではさまざまな抵抗をしていくのである。戦国時代は年貢未進が広汎に存在していた。それは農業生産力の向上に伴ない、それを取り込もうとする領主と土豪層を中心とする郷村の対立であった。

たとえば道祖土家文書中の検地書出では、検地により増加した高の内より「永代御赦免」として拾四貫文が土豪層に対する政治的妥協として免除されている。また、牛込家文書中の北条氏裁許印判状によれば、百姓中が血判をもって団結し領主の非分を訴え出ている。

さらに直接的な実力行使としては、逃散という手段もあった。逃散は農繁期をねらって行われることが多く、領主にとっては年貢収取不能という打撃を受けるため、領主はこれら逃散農民を帰村させるのに躍起となっていた。始めは

帰村すれば未進分を免除するなどゆるやかな処置をとっていたが、しだいに強圧的にこれを取り締まっていた。元亀4年(1573)の氏邦印判状では三日中に帰らねば処罰するという強い姿勢でこれを取り締まっている。前述の牛込家文書の裁許印判状でも筆頭の一人を死罪に処し他の者は帰村して農業をせよと土地への拘束をおしつけている。

一方後北条氏側でも、農業生産の増大をめざし、各地で新田開発の奨励や、堤堰普請など河川の整備を積極的に実施していた。

戦国末期に至ると、郷村内部にも変容が見られた。有力農民に隸属していた「地下人・小百姓」層が有力農民と対立してくる。彼らは、欠落という手段を行使したりしてこれと対立し自立化する動きを見せ始めた。そして太閤検地により土豪の作合い(中間搾取)は否定され、小農民の自立化を進めた。このように近世へ移行する段階で、郷村は内外両面から崩壊していった。

4. 家臣団の編成と軍役

常に臨戦体制にあった戦国大名にとって、家臣団編成の問題は最大の関心事であった。民政に意を注いだとされる後北条氏においても、その終極的な目的は、いかにして確実に軍事力を維持するかにあったことはいうまでもない。

後北条氏領国全体の家臣団構成を知るには、永禄2年(1559)に作成された『小田原衆所領役帳』が便利である。この段階では滝山、鉢形などについての記載がなく、また岩付、忍なども他国衆として扱われ武藏国における在地家臣団の掌握は十分ではないが、後北条氏が統一的貫高基準により、軍事力を微集しようとしていた状況はよくわかる。

その後、元亀・天正期になると滝山城の氏照

に属した清戸三番衆や、岩付太田氏の被官道祖土氏、そして鉢形城の氏邦の軍事力であった秩父衆、荒川衆、小前田衆などの存在とその構成が文書のうえからもうかがえる。

こうした土豪集団の構造は、専業武士化した有力な寄親を中心に、半農半武士の在地土豪層



陣羽織

伊沢昭二氏蔵

が寄子として従い「衆」という軍事組織をつくって各城主の指揮下あった。城主たちは、これらの軍事力を自らの掌中に収めるため知行地を宛行い、それに応じて軍役を課した。その種類は旗、鎧、弓、鉄砲などを持つ歩兵や鎧冑に身を固めた馬上衆など多様であったが、普通歩兵は知行貫高7~10貫文に対し1人の割合で負担

させられた。これらの「衆」の人員や武具の点検が度々行われたことも、道祖土家文書や逸見家文書によってうかがえる。

このような常備軍のほかに、天正15年(1587)豊臣秀吉の来攻に備え、後北条氏領国内に、一般の農民・町人を対象とした一種の徵兵令が出されたこと也有った。

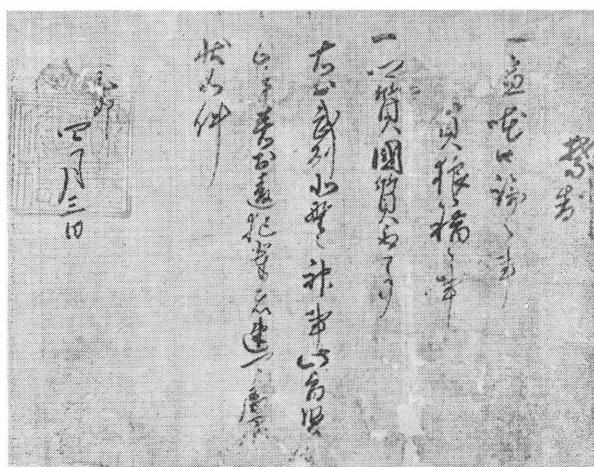
5. 寺社の保護と信仰

古代律令制社会以来、時の権力者は常に大寺社を保護・信仰してきた。このような傾向は戦国時代にも持続され、旧来の有力寺社はもとより、あらたに高僧を招いて寺院を建立することも盛んに行われた。

後北条氏においても、新領土を獲得するとその土地の大寺社に境内地の保護を命じた禁制や旧領安堵状などを発していった。

この期の仏教界におけるもっとも特徴的な動きは禪宗の発展であった。特に曹洞宗は、地方豪族層に多くの帰依者を得、藤田氏・北条氏邦の正龍寺(寄居町)、成田氏の龍淵寺(熊谷市)などが著名である。また松山城主の上田氏は日蓮宗を深く信仰し、淨蓮寺(東秩父村)をはじめ松山周辺に多くの遺品を残している。

一方、この戦国時代に特異な発展を示したものに修驗道があった。修驗道は、本来素朴な山岳信仰から発展したものであるが、密教と結びつき発展し、特に関東地方においては文明18年(1486)聖護院門跡道興の廻國以来本山派の教団形成が進み、それが後北条氏の軍事諜報組織



北条氏禁制

北野天神社蔵

の一翼を担うこともあった。北条氏照との関係を有した篠井觀音堂(狭山市)をはじめ、氏邦治下の越生山本坊(毛呂山町)、宝積坊(美里村)などがあり、また小田原の玉滝坊とともに関東の本山派修驗を牛耳つた幸手不動院(春日部市)も絶大な勢力をもっていた。

神社においても、氷川女体神社(浦和市)や鷲宮神社(鷲宮町)、北野天神社(所沢市)など、旧来の大社が後北条氏のもとでも引き続き信仰され厚く保護されたことが残された文書からもうかがうことができる。

6. 産業と文化の発展

戦国の世は、一面では産業の発展をもたらし、領国経済という枠のなかではあるがいきい

きとした経済活動が展開された。

後北条氏領内には六斎市と呼ばれる定期市が各地に開かれ商品流通の拠点とされた。これらの定期市はそれぞれの地方の中心地を単位に

まとまりをもち、その中では毎日どこかで市立てがあるような構造となっていた。領主側はこうした市に対し、諸役免除などの特典を与え保護を加える一方、各種の禁制、制札を発し自らの統制下におこうとした。特に城下町の場合には、松山町の例にみられるように領主が直接介入し、荷留などの強硬手段を用いていたことが知られる。このことは逆にいえば、当時の商業活動が領主の統制をふみこえて発展する勢いを示していたことをものがたるものであろう。

さてこれらの市で売買された商品は、各種の農産物、手工業品であったが、秩父地方では炭、綿、紙などの特産品が産出されていたことが各種の文書からうかがえる。

工業の面では、日常農耕用具のほか、軍事産業としての面が強く、入間郡柏原地方の鎧鍛

治、児玉郡金屋地方の鎔物師、比企郡番匠地方の大工などが記録に残されている。これら職人衆の生産活動の実態については、近世初頭に描かれた川越市喜多院蔵の「職人尽絵」からもしのぶことができる。

一方、交通の面では、各支城や軍事、産業上の重要地を結ぶ伝馬制度がつくられ、要所には宿駅も設けられていた。この伝馬制度を利用できたのは公用の旅行者に限られてはいたが、鎔物師や修驗僧などにも伝馬手形が発行され、彼らの特殊技能が領主から高く評価されていたことが知られる。

文化の面では、泰平の世にみられる絢爛さはないが、小田原を中心に各種の武具、調度品などにすぐれたものが残されており、忍城主の成田氏長のように連歌を嗜む戦国武将も多かった。

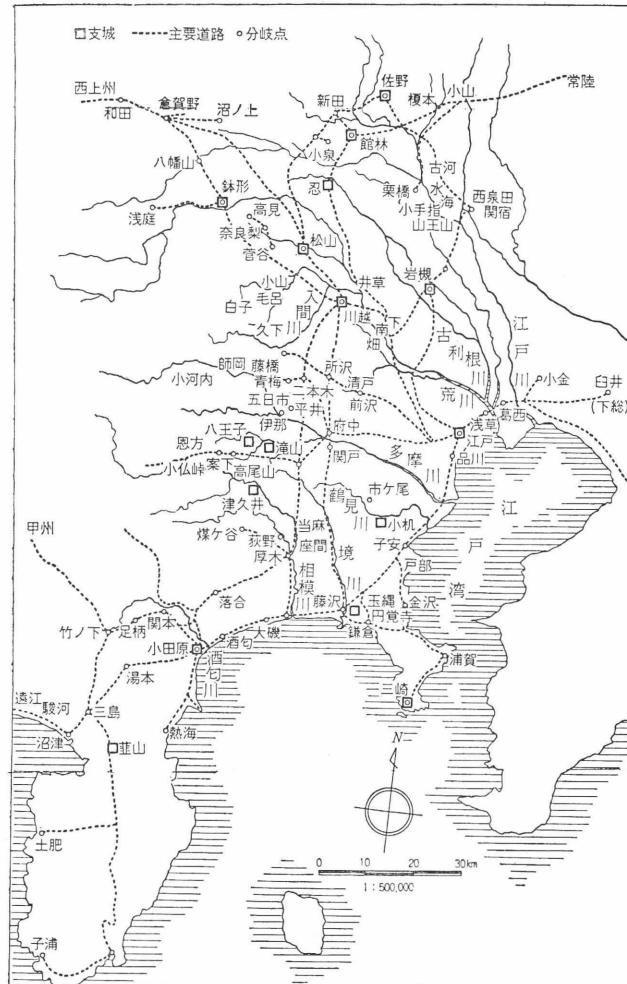
7. 小田原城の落城と後北条氏

天正15年（1587）5月九州平定をおえた豊臣秀吉は、全国制覇の途上に残された地としての東国に眼を向けはじめた。秀吉はすぐに軍事行動をとらず、とりあえず小田原城主氏直を上洛させ臣従の礼をとらせようとした。しかし、後北条氏側は使者を派遣するのみ一向交渉はまとまらず、徐々に情勢は武力衝突へと向かいいつつあった。

この間後北条氏領国内では、農兵の徵集、兵糧米の貯蓄、城郭の普請などあわただしく臨戦体制を整える一方、西隣の徳川家康と手を結び背後の憂いを断ち、積極的に上州方面への進出を企てていた。そのことにより上州沼田城をめぐり信濃の真田氏と紛争をおこし、いったんは秀吉・家康のとりなしにより和解が成立したものの、天正17年（1589）10月城代猪俣範直がさきの和解条件に違背し、名胡桃城を奪取したため、秀吉は激怒し翌11月24日、後北条氏に対して宣戦を布告した。これに対し、小田原城内では籠城か出撃かをめぐってさまざまな議論があ

ったが、結局籠城して秀吉の大軍を迎撃することとなった。

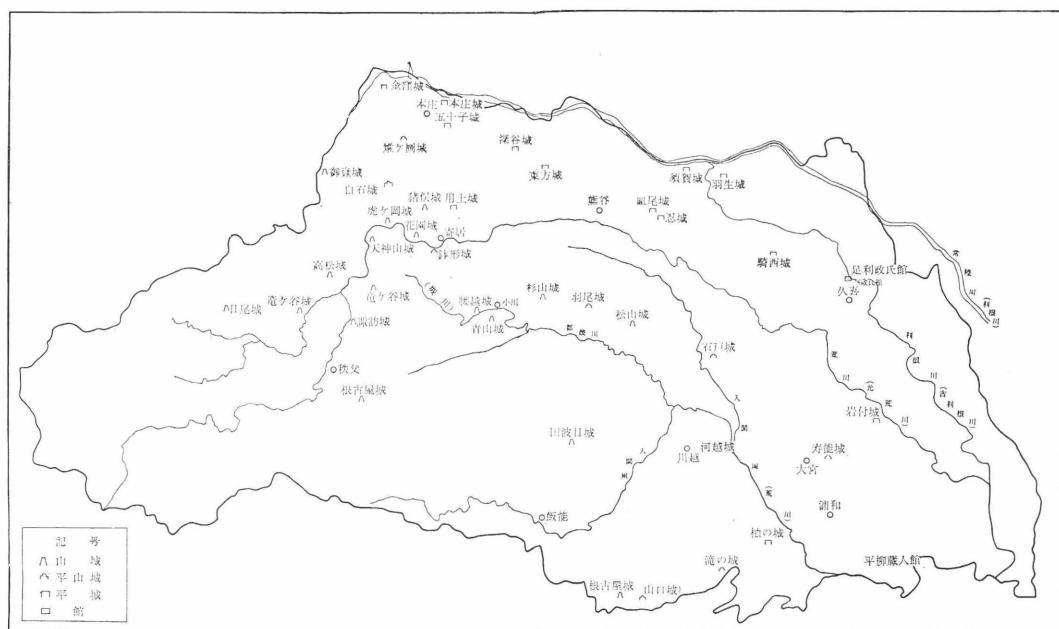
天正18年2月頃から、東征軍は二手にわかれ小田原城をめざして進軍した。徳川家康を先鋒とした本隊は東海道をとり、3月28日には箱根の要害山中城を陥した。そして小田原近郊の石垣山に「一夜城」といわれる城をつくり小田原城を遠巻きに包囲してしまった。一方前田利家、上杉景勝らのひきいる軍勢は、信濃国から上州をとおり武藏国内に侵攻してきた。本県内の支城はこの軍勢と激戦をくり返したが、5月22日に岩付城が、6月14日に鉢形城が、同23日に八王子城が次々と攻め陥れてしまった。7月にはさしもの小田原城もついに開城され、ここに後北条氏100年の歴史は幕をとじることになった。領内の各地には秀吉や配下の武将により禁制が発せられ、新たな統治者の到来を告げた。そして翌月には徳川家康が関東へ入国し、武装した在地土豪に帰農を命じ、また各地で検地が行われ、近世封建社会への施策が次々と実施されていったのである。



(原凶年報 後北条氏研究會刊号)

埼玉の主な城郭

(後北條時代)





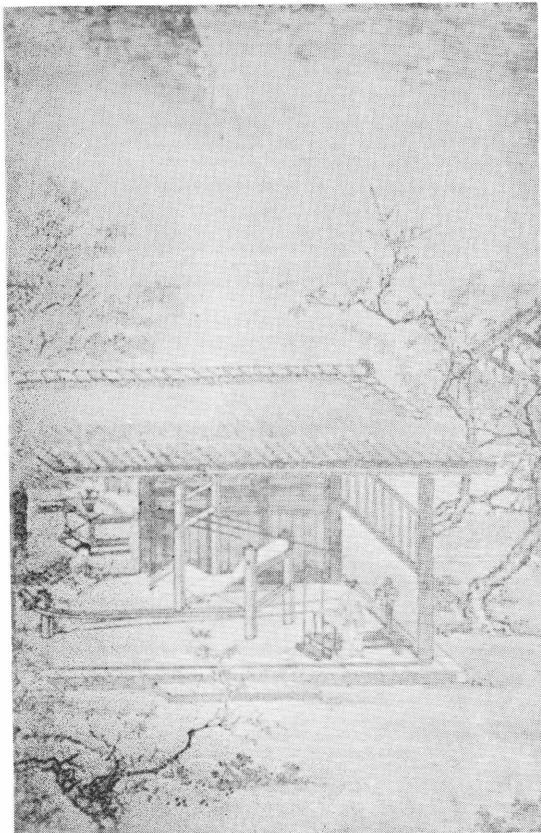
五十二間總覆輪筋兜鉢

芳賀実成氏藏



四十二間銀象嵌兜鉢

芳賀実成氏藏



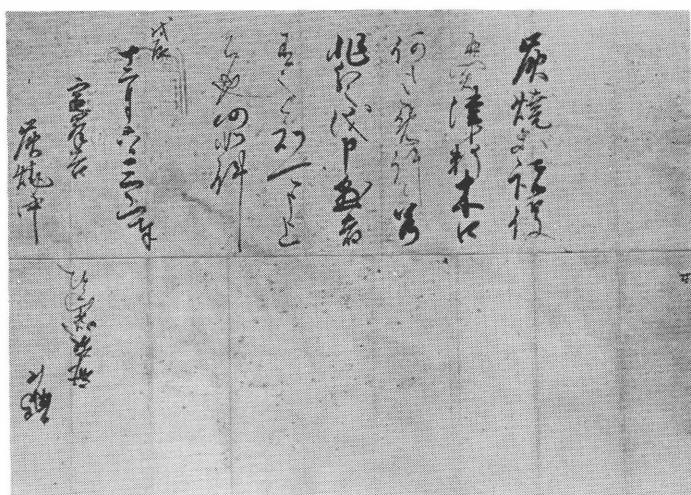
紙本淡彩 機婦図二幅



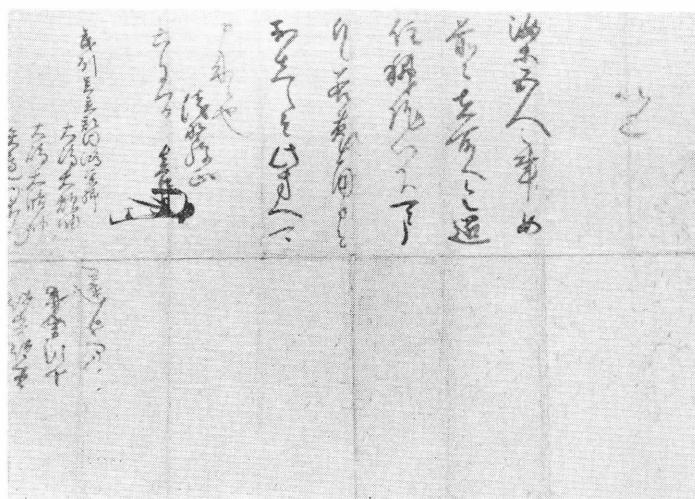
早雲寺藏



北条氏印判状
北爪 正氏 藏



北条氏邦印判状
斎藤古寿氏藏



浅野長吉書状
大島 隆三氏藏

番号	名 称	指定	所蔵(有)者	所在地	番号	名 称	指定
1	北条五代と武蔵国への侵攻 北条氏綱制札 大永4年8月26日	市	水川女体神社 埼玉県立文書館	(浦和市) (浦和市)	39	北条氏邦印判状 戊(天正2年)3月20日	
2	上杉憲政安堵状 (天文15年)4月27日			三戸友子 氏寄贈	40	北条氏邦印判状 丑(天正5年)8月20日	県
3	上杉憲当書状 天文16年丁未12月14日		埼玉県立文書館	(浦和市)	41	北条氏政印判状 辛巳(天正9年)7月8日	県
4	梶原政景書状 5月18日		埼玉県立文書館	(浦和市)	42	北条氏邦印判状 午(天正10年)2月25日	
5	北条幻庵覚書	県	立木望隆氏 冰川女体神社	(小田原市) (浦和市)	43	太田氏房印判状(影写本) 丁亥(天正15年)8月7日	
6	大般若波羅蜜多經		神奈川県立博物館	(横浜市)	44	北条氏邦感狀 (天正16年)9月11日	
7	北条早雲画像(紙本淡彩、複製)		神奈川県立小田原高等学校	(小田原市)	45	北条氏印判状 己丑(天正17年)8月5日	
8	北条早雲画像(複製)		北条 尚氏	(杉並区)	46	北条氏印判状 己丑(天正17年)12月14日	
9	北条早雲画像下図			神奈川県立博物館寄託	47	小田原役帖	
10	北条氏綱画像(複製)		神奈川県立博物館	(大宮市)	48	小田原北条氏分限帳	市
11	北条氏綱画像(複製)		神奈川県立小田原高等学校	(小田原市)	49	成田氏系図	
12	北条氏康画像(絹本着色複製)		神奈川県立博物館	(横浜市)	50	武藏忍成田氏譜代侍帳	
13	北条氏康画像(土佐光起筆)		早雲寺	(箱根町)	51	葦山城図	
14	北条氏康画像(複製)		神奈川県立小田原高等学校	(小田原市)	52	小田原町図(貞享2年)	
15	北条氏康画像下図		北条 尚氏	(杉並区)	53	北条武田三増合戦対陣之図	
16	北条氏政画像(土佐光起筆)		早雲寺	(箱根町)	54	北条五代記(万治2年)	
17	北条氏直画像(土佐光起筆)		早雲寺	(箱根町)	55	小田原北条記(寛文13年)	
18	北条氏康像(版画・大日本名将鑑)		飯島徳藏氏	(鳩ヶ谷市)	56	四十二間銀象嵌兜鉢(伝・北条氏照所用)	
19	支城体制の確立 北条氏印判状(影写本) 西12月3日		埼玉県立文書館	(浦和市)	57	五十二間縦覆輪筋兜鉢(伝・北条氏康所用)	
20	鉢形城絵図		新田 実氏	(寄居町)	58	十二間筋兜(北条氏康所用)	
21	忍城絵図(天正年間)		福田雅年氏	(行田市)	59	三十二間筋兜(北条氏邦奉納)	
22	武州松山城絵図		城郭資料館		60	小田原鉢(兜)	
23	江尻城絵図		斎藤直樹氏	(板橋区)	61	五枚胴具足	
24	上野国館林之城		斎藤直樹氏	(板橋区)	62	三ツ鱗紋丸	
25	八王子城本丸出土品		東京都武蔵野郷土館	(小金井市)	63	北条新三郎氏信所用甲冑	
26	八王子城出土品		八王子市教育委員会	(八王子市)	64	三ツ鱗紋陣幕	
27	高松城跡出土品		高松城跡遺跡総合調査会	(皆野町)	65	旗差物(三ツ鱗紋)	
28	高松城跡模型 村落と農民		埼玉県立博物館	(大宮市)	66	旗差物(あら波九鬼水軍)	
29	北条氏照印判状 卯(永禄10年)9月17日	市	北野天神社	(所沢市)	67	旗(小田原合戦時)	
30	北条氏邦印判状 庚午(元亀元年)極月11日		長谷部正富氏	(花園村)	68	陣羽織(三ツ鱗紋)	
31	北条氏邦印判状(写真) (元亀4年)3月20日				69	陣羽織(六柏葉紋赤羅紗・小畠信貞所用)	
32	北条氏檢地書出(影写本) 戊寅(天正6年)卯月7日		埼玉県立文書館	(浦和市)	70	鎧(北条氏信所用)	
33	北条家裁許印判状 卯巳(天正7年)6月20日		道祖土武氏	(川島町)	71	刀(藤田康邦所用)	
34	北条氏印判状 庚辰(天正8年)3月15日		明星院	(桶川市)	72	短刀(北条幻庵所用)	
35	太田氏房印判状 甲申(天正12年)2月8日	県	道祖土武氏	(川島町)	73	神石と刀(銘下原照鍛冶重)	
36	北条氏邦抜書(影写本) 戌(天正14年)3月15日		埼玉県立文書館	(浦和市)	74	槍	
37	太田氏房印判状 亥(天正15年)5月24日		与野市史編纂室	(与野市)	75	槍	
38	家臣団の編成と軍役 北条氏邦印判状 辛未(元亀2年)5月16日		長谷部正富氏	(花園村)	76	野太刀(拵)	
					77	長刀	
					78	火縄銃	
					79	寺社の保護と信仰	
					80	北条氏禁制	
					81	乙卯(弘治元年)4月3日	
					82	北条氏印判状	
					83	元亀3年壬申閏正月5日	
						北条氏裁許状	
						元亀3年10月21日	
						北条氏政判物	
						天正8年庚辰正月19日	

番号	名 称	指定	所蔵(有)者	所在地	番号	名 称	指定	所蔵(有)者	所在地
84	太田氏房寄進状 天正14年11月29日	県	法華寺	(岩槻市)	85	太田氏房判物 天正15年丁亥10月15日	県	清河寺	(大宮市)
86	北条氏邦印判状(写真) 己丑(天正17年)卯月5日		道祖土武氏	(川島町)	87	北条氏高札		永福寺	(東松山市)
88	曼陀羅(天文19年)		彦久保基正氏	(吉田町)	89	鰐口		妙賛寺	(東松山市)
90	絆糸斗帳		埼玉県立文書館	(浦和市)	91	十二神將像		淨蓮寺	(東秩父村)
92	扇一組(雷電神社本殿)		北爪 正氏	(熊谷市)	93	棟札(天文18年、天正16年)		歓喜院	(妻沼町)
94	魚形祭具		北爪 正氏	(熊谷市)	95	五輪塔(白石城出土)		法養寺	(両神村)
96	銅鈴(大永5年9月吉日)		早雲寺	(箱根町)	97	産業と文化の発展		上之村神社	(熊谷市)
98	北条氏邦印判状 永禄7年甲子6月18日		神奈川県立文化資料館	(横浜市)	99	北条氏照印判状 丑(永禄8年)卯月28日		我野神社	(飯能市)
100	北条氏邦印判状 丑(永禄8年)正月7日		龍淵寺	(熊谷市)	101	北条氏邦感狀 元亀2年辛未卯月7日		棕神社	(吉田町)
102	北条氏邦印判状 天正6年庚月日		福田雅年氏	(行田市)	103	北条氏邦印判状 天正7年己卯6月6日		埼玉県立文書館(旧浦和宿本陣文書)	(浦和市)
104	北条氏邦印判状 辰(天正8年)12月朔日		中野敬次郎氏	(小田原市)	105	北条氏邦印判状(写真) 午(天正10年)8月16日		天徳寺	(吉田町)
106	浅野長吉禁制 天正18年7月日		芳賀実成氏	(品川区)	107	北条氏伝馬手形(写真) 戌3月20日		斎藤古寿氏	(秩父市)
108	機婦図(紙本淡彩)		伊沢昭二氏	(狭山区)	109	鐵鉢		正木益一氏	(都幾川村)
110	鐵鉢(北条氏長寄進)		北条照信氏	(清水市)	111	織物張文台及硯箱(模造)		新井巳代二氏	(入間市)
112	茶器		宝仙寺	(中野区)	113	斧挽(飯椀)		長谷部正富氏	(花園村)
114	斧挽(飯椀)		神奈川県立博物館	(横浜市)	115	機婦図(紙本淡彩)		埼玉県立文書館(旧浦和宿本陣文書)	(浦和市)
116	内耳土鍋		伊沢昭二氏	(狭山区)	117	北条氏伝馬手形(写真) 午(天正10年)8月16日		早雲寺	(箱根町)
117	天明茶釜		北条照信氏	(清水市)	118	鐵鉢		神奈川県立博物館	(横浜市)
119	小田原城の落城と後北条氏 上田憲定印判状(写真) 寅(天正18年)3月11日		正龍寺	(寄居町)	120	浅野長吉書状 (天正18年)5月22日		小田原城天守閣	(小田原市)
121	木村一・前田利長連署證状 (天正18年)6月1日		小田原城天守閣	(小田原市)	122	木村一證状 (天正18年)6月24日		神奈川県立博物館	(横浜市)
123	木村一證状 (天正18年)6月27日		新井巳代二氏	(入間市)	124	正龍寺		正龍寺	(寄居町)
125	豊臣秀吉禁制 天正18年7月日		土井輝生氏	(狭山区)	126	木村一・前田利長連署證状 (天正18年)6月24日		栗原富治氏	(入間市)
126	紙位牌(鉢形北条氏二百五十回忌)		土井輝生氏	(狭山区)	127	鉢形北条家分限帳		栗原富治氏	(鳩ヶ谷市)
127	帳名録		埼玉県立博物館	(大宮市)				牛込久治氏	(鳩ヶ谷市)
								小田原市郷土文化館	(小田原市)
								正龍寺	(寄居町)
								正龍寺	(寄居町)
								正龍寺	(寄居町)

会期中一部展示替えいたします。

西暦	和暦	事項
1491	延徳3	この年伊勢宗瑞（北条早雲）堀越公方茶々丸を滅し、伊豆堇山に移る。
1495	明応4	9・宗瑞、大森氏をおい小田原に移る。
1518	永正15	10・虎印判状初見（伊豆大川文書）
1519	〃16	8・宗瑞、堇山城で没し、子氏綱が嗣ぐ。
1522	大永2	9・北条の名字を称した史料初見（寒川神社棟札）
1524	〃4	1・北条氏綱江戸城に侵入。このころより本格的に武藏征圧を始める。8・三室之郷（浦和市）に制札を出す。
1525	〃5	2・氏綱、太田資頼を岩付城よりおう。
1531	享禄4	7・古河公方足利政氏没す。太田資頼、岩付城を回復する。
1535	天文4	8・氏綱、扇谷朝興を河越城に攻める。
1538	〃7	2・氏綱、下総葛西城を陥す。次いで太田資正を岩付城に攻める。
1541	〃10	7・氏綱没す。子氏康が嗣ぐ。
1546	〃15	4・氏康、河越城を救い朝定を敗死さす。（河越夜戦）扇谷上杉家断絶。
1552	〃21	4・氏康、上野平井城を攻める。山内憲政、平井城を出奔、越後長尾景虎を頼り家名と管領職を譲る。
1554	〃23	10・氏康、古河城を攻め、足利晴氏を捕える。北条氏の血縁義氏が相続。
1559	永禄2	2・小田原衆所領役帳成る。
1561	〃4	3・景虎、小田原城を囮む。閏3・景虎関東管領に就任し、政虎（謙信）と名のる。この時、忍の成田長泰と謙信対立。
1562	〃5	11・武田信玄、北条氏康、武藏・上野の謙信属城を攻める。
1563	〃6	2・信玄、氏康ら松山城をおとす。
1564	〃7	1・氏康、氏政父子、下総国府台に里見・太田の連合軍を破る。7・岩付城主太田氏資、北条氏に内通し、父資正（三楽斎）をおう。6・はじめて北条氏邦印判状を出す。（斎藤家文書）
1565	〃8	6・謙信・里見義弘・太田資正に命じ、武藏に出陣させる。
1566	〃9	8・忍城主成田長泰、子氏長に家督を譲る。
1569	〃12	1・氏康、謙信と和議。7・氏邦、秩父で信玄と戦う。9・信玄、鉢形城を攻める。
1571	元亀2	10・氏康没す。12・氏政、謙信と絶ち、信玄と和す。
1573	天正元	4・信玄没す。
1574	〃2	9・謙信、深谷城を攻める。12・築田氏、氏照に関宿城をおわれる。北条氏、武藏東部に対する支配権を確立。
1578	〃6	3・関東管領上杉謙信没す。
1582	〃10	3・織田信長、武田勝頼を天目山に滅ぼす。6・氏邦、滝川一益と金久保で戦う。
1583	〃11	8・家康の娘、氏直夫人となる。
1587	〃15	10・太田氏房、岩付城を修築する。
1588	〃16	8・氏直、氏規を上洛させ秀吉と和議をはかる。
1589	〃17	10・氏邦、宇都宮国綱を攻める。猪俣範直、名胡桃城攻撃。11・秀吉、北条氏討伐を布告する。
1590	〃18	1・北条一門軍議を開く。4・松山城陥る。5・岩付城陥る。6・鉢形、八王子城陥る。7・小田原開城。

昭和54年11月3日印刷

埼玉会館郷土資料室

「後北条氏展」

発行 埼玉会館

—郷土資料室第83回展示—

「後北条氏展」出品文書 解説

一、北条氏綱制札（目録番号1）

制札

三室之郷

右於此在所、軍勢甲乙人等懲妨狼藉之事、堅停止之至、
至于違犯輩者、可处罚科状、如件、

大永四年八月廿六日

（北條氏綱）
(花押)

本県関係でもっとも古い後北条氏の文書。後北条氏第二代
氏綱が、三室之郷（現浦和市）の治安維持を約束したもの。
このころ氏綱は江戸城、毛呂城、岩付城など県内にさかんに
出兵していた。

（浦和市 氷川女体神社蔵）

二、上杉憲政安堵状（2）

返々みやうたいの事
まかせをき候

こんと、かわこえ（川越）におゐて、をや（親）
かうつけのかみうちしに（討死）、ちうしん（忠心）

のいたりに候、しからば、おふなこ（女子）の事に
候とも、ミやうたい（名代）しき（職）の事、あいは
からはるへく候、こゝもととりしつめ（取鎮め）

三、上杉憲当書状（3）

平柳藏人佑事、有指南度之由、得其意候、猶以於其
地走廻簡要候、委曲高山図書助可申越候、恐々謹言、

（押紙）〔元禄十寅百五十二〕
(脱力)

天文十六年丁未
十二月十四日 憲当（花押）
三戸四郎殿

この年十二月、北条氏康は反後北条氏の拠点で、太田資正の
よる岩付城を攻撃した。文書の差出人「憲当」は関東管領上杉

ちうしやう（忠賞）あてをこなふへく候
(天文十五年) あなかしく

四月廿七日 のり政（花押）
あかほりかうつけ、むすめのかたへ

天文十五年四月の「川越夜戦」の時、上杉方の武将赤堀上
野守の娘にあてられた関東管領上杉憲政の自筆安堵状。父上
野守は討死したが、その所領は娘に相続が許されたことがわ
かる。女性にあてられた流麗なかな書の文書である。

（埼玉県立文書館蔵）

憲政のことと考えられ、受取人三戸四郎はその有力な家臣であつた。文意は川口地方の土豪平柳藏人佑を三戸四郎の寄子

として上杉勢に加えることを許したものである。後北条氏の侵攻に対する上杉方の軍事編成の形態を具体的に窺える貴重な史料である。

(埼玉県立文書館蔵 三戸友子氏寄贈)

四、梶原政景書状 (4)

猶々涯分可懇切之条、心安可有覺悟候、以上、
就一義落着者、吉田・河目同前、かん忍分可出候、岩付
本意上、万疋之地可相任候、猶可抽走廻者也、

五月十八日

政景(花押)

古尾谷隼人佐殿

永禄七年、岩付城を追われた太田資正は息子梶原政景と共に後北条氏に対抗し城の奪回を画策していた。この書状は永禄十年頃政景が、川越地方の豪族古尾谷隼人佐に対して、もし合戦に勝利をうるならば、一万疋百貫文の地を与えることを約束したものである。しかし太田氏による岩付城奪回はならず、結局この約束は空手形となってしまったものと思われる。

(埼玉県立文書館蔵 三戸友子氏寄贈)

五、北条氏印判状 (影写本) (19)

至る当地進簇間、高松城早く可相渡候、為其令推印判者
也、仍如件、

西
十二月三
日
(禄寿応穏)

高松
城衆中

高松城にかかる貴重な文書。文意は年号もわからず読みとりにくいが、ある年高松城で合戦があり籠城していた兵に對し、城を明け渡して出てくるよう命じたものか。

(原本 浦和市 逸見正夫氏蔵)

六、北条氏照印判状 (29)

宮寺郷志村分、卯歳御檢知之上、改而被定置

五拾 式貫八百十六文 本増

此内 御年貢之辻、

式貫文 宿屋敷

一貫四百冊二文 社領

五百文 定使給

六貫文 夫錢一疋一

武貫文 人之分ニ引

此外四貫文 同郡代夫

武貫文 百姓堪忍分

五貫文 辻

以上、廿八貫九百冊二文

廿三貫八百八十四文 滌山

残而
御藏江可納申辻

此内

拾二貫文 本年貢
拾壹貫八百八十四文 卯増

以上

合式拾三貫八百八十四文 卯増

卯(永祿十) (如意成就)

九月十七日

志村分 代官

田畠弥太郎
坂本新三郎
八木源四郎

以上 歩衆

右之衆致足輕走廻候間、彼地不入ニ申付候、横合有之間敷者也、仍如併
(元亀元年)

庚午 極月十一日 (翁邦抱福)

小前田
衆中

奉之

北条氏邦が小前田衆の長谷部兵庫助他四名の馬上衆と、福嶋
平三郎他四名の歩衆に対し、小前田の地を不入にし、他人の
横合を禁止したもの。文中「足軽」などの語もみえる。

(花園村
長谷部正富氏藏)

八、北条氏邦印判状 (写真) (31)

田中之百姓共方ニ有之、于今郷中ヘ不罷帰由、一段曲事候、
何方ニ踞候共、早々押立三日中ニ可罷帰候、此上不罷帰ニ
付而者、致許容候者共、可處重科候者也、仍如件、
(元亀四年)

西 三月廿 日 (翁邦抱福)

長谷部肥前守殿
田中百姓中

広汎な年貢未進と逃散が見られた戦国時代では農民を土地
に固定させ年貢増徴を計る事が領主にとって急務であった。

保津見雅樂助
松本助三郎
以上五騎馬上
若林總五郎

七、北条氏邦印判状 (30)

後北条氏の年貢は、「御検地之上」改めて定るとあるごと
く検地により定められた貫高(納入基準)によって收取され
たが、貫高の設定は從来の莊園制下の貫文年貢と大差なく定
めておき、検地による踏出により「卯増」という形で増徴を
計つていった。この印判状は増分が本年貢と同じくらいにな
っている。

(所沢市 北野天神社蔵)

後北条氏も逃散した農民の帰村を強制し農村經營を確固たるものにしようとした。逃散した田中の百姓たちに帰村しない者は处罚する旨伝えその責任を長谷部氏に求めたもの。氏邦の強い姿勢が伺われる。

郷中へ被指置十四貫文、自然於後年如何様之族雖企訴訟、
郷中へ被付置上者、不可有吳儀旨、被仰出者也、仍状、如件、
十七町

田荒地、
十町七反 島荒地、

已上、

右之荒地へ致開発者有之者、可申上、可有御褒美、其上
年記を定、可被仰付者也、

天正六年戊寅月七日

(緑寿庵穂)

江雪奉之

九、北条氏検地書出 (影写本) (32)

三保谷郷検地書出

武百六拾六貫八十文 田畠踏立辻

此内

廿三貫八百卅二文 養竹院分

拾九貫五百六十五文福嶋給田

三貫七百七十文 矢部大炊助給田

十四貫四百文 宮分五ヶ所・寺分九ヶ所

已上六拾壹貫五百七十文

残而

武百四貫五百十文 御領所

此内、

武拾貫五百文 公事免

三貫文 堤免

五貫文 代官給

武貫文 定使給

拾四貫十文 百姓ニ永代御赦免、但戊寅年之增

分、五十四貫十文之内、

已上四拾四貫五百十文、

残而、

百六拾貫文 定納、

已上、

右此度糺明事終而相定已モ、自今以後此撻不可有相違、彼

一〇、北条氏裁許印判状 (33)

検地は、後北条氏の領地拡大と共に私領・御領を問わず遂次実施された。記載は、貫高である。これは反当り納入基準で村により差異があるが田一反ニ五百文(一部三百文)・畠一反ニ百六十貫文を基準とするといわれる。この検地書出しは具体的な年貢計算方法がわかると共に、「永代赦免」など在地土豪への政治的配慮が見られる。

(原本 川島町 道祖土武氏藏)

今度笠原助八郎私領之百姓中、列致血判、対領主企訴訟候、領主非分之於子細者、公儀江可訴申處、無其儀、一列ニ可取退擬、重科不淺候條、雖可刎頸、此度之取持人申上候誓詞ニモ、鈴木勘解由一之筆ニ載候間、彼者ニ懸罪科、舟戸ヲヘ赦免候、如前ニ郷中江罷帰、如太田時無相違

可致百姓、横合非分有之者可申上旨被仰出者也、仍如件、

一二、太田氏房印判状 (35)

(禄寿応穏)

評定衆

天正七
年己亥
月廿日

下野守
康保(花押)

鳩ヶ谷百姓

船戸大学助

鳩ヶ谷百姓

船戸大学助

康保(花押)

去年未歲大普請人足壱人、無御用付而被仰出者候、箕田
郷堤為水堰被仰付間、來十九日鐵鑿を持、箕田郷へ集、
廿日より廿九日まで十日、奉行如申普請可致候、朝者天
明者則出、日之人を切而可致之、致達と罷出者ハ為國如、
一日遅参五日可被召仕、是ハ惣國之法候間、存其旨、咎
普請不致様ニ、早天より可致之者也、仍如件、

後北条氏の訴訟制度は、有力家臣らで「評定衆」が構成され、判決は虎印判状によつて伝達された。これは、鳩ヶ谷の百姓が血判をもつて領主と対立したものであるが、判決は血判文の筆頭に名を連ねた鈴木勘解由だけ首をはねて、他是前の如く帰村し耕作するよう命じている。こうした百姓中と領主との対決・逃散は、戦国時代に廣汎に見られた。

(鳩ヶ谷市 牛込久治氏蔵)

(天正十二年)
甲申
二月八日
(心簡要)

八林道祖土図書分

百姓中

一、北条氏印判状 (34)

出井ヶ嶋荒野之事、辰・巳・午三ヶ年ニ定置候、悉可致
開發候、此外本年貢をハ如近年可致沙汰者也、仍如件、
(天正八年)

(禄寿応穏)

奉之

拼和伯耆守

庚辰
三月十
五日

闕伽井坊

一三、北条氏邦捷書 (影写本) (36)

闕伽井坊の寺領出井ヶ島を辰より午年まで三ヶ年の間荒野
(年貢免除地) にするから開發するようとに要請したもの。

もちろん從来の年貢地については、闕伽井坊の年貢收取を認めている。寺院などの領主側に一定の制限を加えることによつて次々と荒地を開発していくさまがうかがえる。

(桶川市 明星院藏)

岩付城主太田氏房が、八林郷の道祖土図書配下の百姓に對し、箕田郷(現鴻巣市)の堤堰大普請人足として十日間の出役を命じたもの。氏房のこうした人夫徵集も「惣國之法」という、後北条氏領国全体の政策を背景として実現されていた。當時箕田郷付近には荒川が流れていった。

(川島町 道祖土武氏蔵)

一於郷中、あるひ者しち取、或者喧嘩所當堅令停止事、
一人之うりかひ一円致ましく候、若売買いたすに付而者、
其郷以触口無相違所申上、可致商売事、
一かりそめにもかけ之勝負、はくちはくゑきいたす者有

之者、認目安、於鉢形、秩父門わきニ可立之事、

付領主非分就申懸者、以目安可申上事、

以上、

右三ヶ條、就妄者、其郷定置連判衆、可處重科者也、仍如件、

(天正十四年)

(翁邦挹福)

戌
三月十
五日

あら川

持田四郎左衛門

同 源三郎

北条氏邦が、家臣団であり在地の土豪であった持田氏にあてた捷書。喧嘩・人身売買・博奕を禁じ違反者かいたら鉢形城下へ目安をもつて申し出るよう命じたものである。戦国大名が民政にも意を用いていたことが判る。又、土豪層をその任にあたらせ、責任を持たせていた。

(原本 花園村 持田英孝氏藏)

一四、太田氏房印判状 (37)

与野郷周防之堤、其外野相小透之堤、郷中百姓其外給衆相談、百人充之人足を以、五日厳密可為築、若違犯之者有之者可申上、即可處嚴科者也、仍如件、

(天正十五年) (心簡要)

松浦 奉之

亥五月廿四日

元亀
二年辛未

月十六日

三山 奉之

一五、北条氏邦印判状 (38)

一小前田永代被下置事、

一諸役不入之事、

一御普請御赦免候事、

以上、

右如斯三ヶ條、相定被下候間、六人之歩之者共も、早々馬求、馬上衆可罷成候、致如何様ニも当表を以而五拾俵、御城へ入置付者、弥可爲忠信旨、被仰出者也、仍如件、

(翁邦挹福)

長谷部兵庫助殿

関根郷左衛門殿

関口又三郎殿

保津見内藏佐殿

与野郷 百姓中

其外給衆中

小代官大達

此外申上者

井原

岩付城主太田氏房は、与野郷の百姓・給衆(地侍層)に対して与野郷の「周防之堤」「野相小透之堤」などの築造を命じた。与野郷は現在の与野市から浦和市土合、大久保地区付近であり旧入間川(現荒川)の河川普請役に関する文書として貴重なものである。

(与野市史編さん室蔵)

松本助三郎殿

八木源四郎殿

福嶋平三郎殿

玉田弥太郎殿

高橋小太郎殿

若林總五郎殿

坂本新三郎殿

左候とて、馬やせ候事有間敷事、
一武具ハてかいはいたてまていたすへし、中間小者迄黒可
致事かんようニ候、具足ハ雨風ニ当候てもそんしさるや
うニ可致候、はおりも黒木綿可然候、きれ小旗さひ鎌

法度事、
右法度書ハ、陣番普請しけく候間、如此被仰出、朝夕見
くるしき為躰くるしからす候、又黄金代物支度之者有之
者、おんミつにて可申上、則可令褒美者也、仍如件、

（天正二年）
戌 三月廿日
（羽邦摠福）

北条氏邦は長谷部兵庫助以下十一名の在地土豪に對し、(1) 小前田の地を永代に宛行、(2) 諸役はかけない、(3) 普請役は免除するなどの三ヶ条の特典を与え、六名の歩兵に早く馬上衆になるよう命じている。氏邦の在地軍事力増強策の一端をうかがうことができる。なお、この小武士団は小前田衆と呼ばれている。

（花園村 長谷部正富氏藏）

一六、北条氏邦印判状 (39)

永代法度之事

一 当年改而申出候、いか様ニも兵糧を嗜、自然之籠城つゝ
き候やうニ可致覺悟、當意市町にてかい、其外く＼仕
候儀、かたく法度ニ候、兼而兵糧致支度、寄親之藏へ
入、可預置事、

一 朝夕も又正月も、一騎合衆ハ白衣三而もぐるしからす候、
冬ハかみこ木綿こそて可然、夏ハ布かたひら、又ハたたふ
かたひらもくるしからす候、惣別衣裳たくハヘ候而、
つい入儀、無用候事、

一 一騎合衆何もきうをん三ヶ一の馬を乗へし、たかき馬
一円無用に候、只今持候馬を取へきへくるしからす候、

「永代法度之事」と題されたこの文書は、秩父郡皆野地方の土豪逸見氏に与えられた軍法捷である。これによれば、兵糧の貯蓄、着衣の指定、乗馬・武具などこまかに規定されていることがわかる。兵糧は市町で購入せず寄親のところに預け置くこととか、紙衣かみと並んで木綿小袖が一般に使われていたことなど興味深いものがある。

（浦和市 逸見正夫氏藏）

一七、北条氏邦印判状 (40)

荒川衆

鎌 鎌 鎌 鎌 鎌 鎌
鎌馬 もち田四郎さへもん

五郎二郎

藤衛門
又二郎

かハ田五郎さへもん

大嶋

以上六人、

同所之内たゞさハ

もち田主計助

同 小三郎

新六

孫三郎

与二郎

以上五人、

合十一人、

一むねへつ御しやめんの上ハ、いつれも大途之御ひくわ

んたるへく候間、しよとうくよく／＼たしなミはしり

めくるべき事、

一領主ひふんの儀あら者、めやすかき、以嶋村近江守可

申上事、

一御はたらきの時者、中村代両茂田如下知、可走廻事、

以上、

右三ヶ條、能く可相守旨、被仰出者也、仍如件、

(天正五年)

(翁邦挹福)

奉之

丑 五月廿日

近江

中村代

両茂田との

同百姓中

鉢形領下の小武士団荒川衆に出された軍役命令書。この文書によれば、荒川衆は馬上衆である茂田（持田）四郎左衛門同主計助にひきいられる二グループ合計十一人からなり立っていた。彼らは棟別錢を免除され、領主に非分があつたら訴

え出ることもできた。この軍団の総括責任者は両持田氏であつた。

(花園村 持田英孝氏蔵)

一八、北条氏政印判状 (41)

改定着到之事、

一本 指物、四方豎六尺、横四尺、持手具足皮

笠、金銀之間紋可出、皮笠何も同前、

一本 鐸、二間之中柄、金銀之間相当ニ可推、持手

具足皮笠、

一騎 馬上、具足、甲大立物、金銀何ニ而も可推、

手蓋、已上三人、

右前ニ之着到之内、少ニ相改定置者也、

一ニ致披見、毛頭無相違可致之候、大途豎

被仰付間、猶以不可致相違候、火急ニ用意、

來廿日を切出来専一候、仍如件、

(天正九年)

辛巳

七月八日 □ (印文未詳)

道祖土図書助殿

比企郡八林郷（川島町）に勢力をはつた土豪道祖士氏に出された軍役の定書。道祖士氏は他の文書によれば二十五貫文の知行を宛行れていた。この文書はそれに対して指物、鑓持が各一人、道祖土図書助自身が馬上で計三人のものを至急に用意するよう命じたもの。当時、氏政はすでに氏直に家督を譲つており、日付下の印判は氏政の個人用のものである。

(川島町 道祖土武氏蔵)

一九、北条氏邦印判状 (42)

書。秩父衆は、孫二郎の本隊八十一人、外囃衆二十人、折原衆三十七人、総計百三十九人からなるかなり大規模な土豪集団であったことがわかる。

(吉田町 彦久保基正氏藏)

武本

九本

九本

壱本

小旗
鎌
鎌馬上三騎之替

壱本

鎌歩侍

以上拾九本鎌

二挺

鉢形城主北条氏邦の配下にあつた秩父衆の構成を示す文

二〇、太田氏房印判状 (影写本) (43)

定

一於当郷不撰侍凡下、自然当城御用之時、可被召使其名
を可記事、

一此道具、弓鎌鉄放、何成共存分次第、或商人、或細工
人之類迄、十五七十を限而、不恐權門可記之、其内手

軽可走廻、年比之者撰出、人數可申上事、

一此走廻心懸相嗜者をハ、侍ニても凡下ニても可有御褒美事、

右、自然之時之御用也、八月晦日を切而、右之道具可

致支度、郷中之諸負其人之交名以下をハ、当月廿日可

申上者也、仍如件、

追而、依所勧貢書落申ニ付而者、可處嚴科者也、

(心簡要)

(天正十五年)
丁亥
八月七日

三保谷之郷
道祖土國書助殿
(翁邦挹福)

午ノ
二月廿五日

秩父孫二郎殿
同心衆中

豊臣秀吉の来攻に備えて、岩付城主太田氏房が三保谷郷に
出した徵兵令である。対象とされたのは十五歳七十才までの
もので、弓、鎌、鉄砲などのありあわせの武具をもち、岩付
城の危急の際にはいつでもかけつけられるよう名簿が作成さ

れた。同趣旨の徵兵令は虎印判状でも出されている。兵農未分離時代の郷村の性格をよく示す。

(原本 川島町 道祖土武氏蔵)

北爪新八郎に対して、上野国勢多郡女淵郷で、給田を与えることを約束した文書。このような文書の様式を奉書式印判状といい後北条氏の奉行人である坪和伯耆守と笠原越前守とが、当主氏直の意をうけてこの文書を発給したことがわかる。

(熊谷市 北爪正氏蔵)

二一、北条氏邦感状 (44)

去四日於沼田(敵力)一人討捕候、誠感悦候、弥可励戰功者也、
仍如件、

天正十六年 戊子

九月十一日

氏邦 (花押)

北爪新八郎殿

鉢形城主氏邦が、上州沼田での北爪新八郎の戦功を賞した
もの。この頃から氏邦は、さかんに上野方面への勢力の拡大
を画策していた。北爪氏は女淵衆といわれる上野国の有力在
地土豪集團の一員であった。

(熊谷市 北爪正氏蔵)

二三、北条氏印判状 (46)

女淵之郷之内、
捨貰文 友成之内、
五貰文 深津之内、
五貰文 苗ヶ嶋之内、

以上武捨貰文、
此内壹貰五百文、此度之増、
右爲給田出置候、障役嚴密ニ可勤之、猶隨走廻、可被重

恩賞旨、被仰出者也、仍如件、

(天正十七年)

己丑 (禄寿応穏)

十二月十四日

笠原越前守奉之

北爪新八郎殿

二二、北条氏印判状 (45)

女淵五郷檢地之上、給田可被下旨、被仰出者也、仍如件、
(天正十七年)

己丑 (禄寿応穏) 奉之

八月五日

坪和伯耆守
笠原越前守

北爪新八郎殿

檢地のうえ女淵郷で二十貫文の田地が、北爪新八郎に与え
られた。この土地は、後北条氏の貫高制で一反115.6m²五百文とい
う原則からすると一町歩ほどになる。年号は干支から天正十
七年であることがわかる。

(熊谷市 北爪正氏蔵)

二四、北条氏禁制 (79)

禁制

一喧嘩口論之事、

一賣狼藉之事、

一鄉質國質取事、

右於武州北野之神事、此旨堅停止旨、若於違犯者、速可處罪科狀、如件、

(弘治元年)

(禄寿応穂)

乙卯
四月三日

北野天神社の祭祀の時に出された禁制。内容は、市に出てるものと類似しており、祭祀の場が、一方では商業活動の場でもあったことを推測させる。「郷質國質」とは特定商人の債務関係を拡大解釈し、同郷・同国の商人から債務を取り立てるなどをさす。

(所沢市 北野天神社蔵)

二六、北条氏印判状 (81)

一虎之御印判無之而竹木剪取事、
一神領不可有夷儀、并諸役者可爲如先規證文、若違犯之族有之者、爲先證文可捧目安事、

以上、
右定所、如件、

元龜三年十月廿一日
(禄寿応穂)

海保入道奉之

三室
女躰宮神主

氷川女体神社の神領の保護を命じた虎印判状。後北条氏は

県内に勢力を拡大するにしたがい、つぎつぎと有力社寺の保護をはかり、より安定した支配体制を確立しようとした。

(浦和市 氷川女体神社蔵)

二七、北条氏裁許印判状 (82)

元龜三年壬申閏正月五日 笠原藤左衛門尉奉之
(禄寿応穂)

闕伽井坊

内田新二郎捧目安付、闕伽井坊以相目安遂証明了、

闕伽井坊に寺内棟別錢免除の特典を与え、もしそれに背く者があつたらさつそく小田原へ訴え出るよう命じたもの。闕伽井坊は修驗であつたが、近世にはいると新義真言宗無量寺となり、天正十九年、伊奈忠次がここに陣屋をおいたので、住職は現在の明星院の地に移つた。

(桶川市 明星院蔵)

然而小室闕伽井坊寺領之事、太田道也證文明鏡也、他人之寄一切不可有之、自今以後横合非分有之者、以目安訴可申旨、依仰、狀如件、

天正二年甲戌九月十日（祿壽應穂）

評定衆
四郎左衛門尉

康定（花押）

闕伽井坊

二九、太田氏房寄進状（84）

飯塚法華寺領拾貰文、春首座出候、寺内彼是可致輝麗由、手堅可申届者也、仍如件、

天正十四丙戌（心簡要）

十一月廿九日

伊達与兵衛

春首座

太田氏房が法華寺へ十貫文の土地を寄進するので寺内をきれにしておくよう命じたもの。宛名の春首座は当寺第五世怡山禪悦前堂であろう。日付の下に署名した伊達与兵衛は岩付城の重臣である。

（岩槻市 法華寺藏）

— 12 —

二八、北条氏政判物（83）

東上州年行事職之事、聖護院御門跡可被相任御證文條、
已儀有間敷候、仍狀如件、

天正八年庚辰

不動院

氏政（花押）

三〇、太田氏房判物（85）

道也任證文、諸公事免許、并門前棟別諸公事諸勸進、
令停止者也、仍如件

天正十五年丁亥十月十五日 氏房（花押）

内野清河寺

幸手不動院に対し、東上州における年行事職を、聖護院門跡の御教書の旨に任せて認めたもの。年行事職とは一定地域の修驗者を統括、支配する権利である。不動院は武藏国における最有力の本山派修驗であった。

（埼玉県立文書館蔵 金子慶明氏寄贈）

護をうけた。

（大宮市 清河寺蔵）

三一、北条氏邦印判状（写真）（86）

秩父郡年行事之義候間、於向後山伏中無惡事出来様、

可有御差引候、又自郡中山伏欠落、何方ニ候共、可有
御返候、何分ニも任置候間、御懇切尤候、若又無届之
儀候ハゞ、急度可承者也、仍如件

（天正十七年）

（羽邦抱福）

己丑

卯月五日

黒沢奉之

山本坊

北条氏邦は、秩父郡の年行事山本坊に対し郡中山伏の統括を命じた。これによれば、もし配下の山伏が欠落（逃亡）するようなことがあつたら、どこにても召返すことが許されている。百姓に対する人返し令が山伏にも適用され年行事がその任にあたつていたことが知られる。

三二、北条氏邦印判状（97）

綿役之事、

一六 間々田十郎太郎

同式部

一六 大夫

一六 若林

以上、

右於三沢廿貫文地、從御本城被成御扶持候處、相違之由
申上候、然者、知行之内而被爲賈候公方綿、四抱一廻
御赦免候、弥々可走廻旨、被仰出者也、仍如件、

永禄七年	（印文未詳）	三山	奉之
甲子年八日			
		斎藤八右衛門殿	

現在確認されている北条氏邦文書のうち最古のもの。文意
は斎藤八右衛門が知行地のことについて異議を申し出したた
め、知行地内で買集める「公方綿」の一部を免除する、とい
うものである。「公方綿」の性格は未詳だが、公方とは小田
原城主をさすので、当地方が領国内でも有力な綿の産地であ
ったことがうかがえる。

（秩父市 斎藤古寿氏蔵）

三三、北条氏邦印判状（99）

久長之内天徳寺從門前出船役、壹艘之分令免許者也、
仍如件、

（永禄八年）

（印文未詳）

丑正月七日

三山五郎兵衛奉之

用土薪六郎殿

天徳寺の門前に課されていた「船役」（紙船役といわれ紙
漉を業とするものが負担した）のうち一艘分を免除する旨命
じたもの。これにより当時秩父地方では徵税の対象となる程
度に紙漉業がおこなわれていたことが知られる。

（吉田町 天徳寺蔵）

三四、北条氏照印判状（98）

書出

（永禄十一年）

（印文未詳）

奉

戌
十
二月六
日

定峯谷

炭燒中

斎藤八右衛門尉殿

触口

右、拾武間之棟別錢并拾武間事、諸不入ニ被仰付候、
年中廿丁宛如何ニも鐵候て鎌を打、進上可申候、猶間
之御用者、以御印判、公物を被下可被仰付之旨、被仰
出者也、仍狀、如件

（永祿八年）

（如意成就）

丑
卯月廿八
日

近藤奉之

柏原鐵治

新居新左衛門尉殿

鐵治、鑄物師などの職人衆は、重要な軍需産業として後北
条氏の支配の中にくり込まれていた。この文書は、北条氏照
が柏原地方の鐵治に対し、棟別錢と棟役を免除し、そのか
わりに毎年二十丁の鎌を上納することを命じたものである。
職人一人につき鎌二十丁としている例があるので、柏原の場
合、十人の鐵治がいたものと思われる。

（入間市 新井巳代二氏藏）

一把
半分
三艘
五人
以上

御赦免條々

三六、北条氏邦印判状（101）

北条氏邦は、秩父の定峯谷の炭燒に対して棟別錢や棟別の
普請役などの諸役および商品の流通にかかる関錢などを免
除し、彼らを保護しようとした。同家所蔵の関連文書によれ
ば、当地方には二十六人の炭燒があり、この特權に対し毎年
一人五俵づつ炭を上納していた。炭は鐵治用にも使われた重
要物産であった。

（秩父市 斎藤古寿氏藏）

三五、北条氏邦印判状（100）

炭燒等諸役并閑津薪木口、何も令免許候、若非分之儀申
懸者有之者、則可申上者也、仍如件、

元龜二年辛未
（龜邦抱福）

卯月七日

三山 奉之

二月廿七日石間谷江敵動候處各ミヘ出逢、盡粉骨、隨
高名候處御感ニ被思食候、彼爲褒美、右役長令免許候、
弥有勇可走廻者也、仍如件、

高岸対馬守との

高岸対馬守は、武田信玄の秩父侵入に対し戦功をあげたので、綿、漆、舟役（紙漉）、人足役などが免除された。この文書により、間接的ながら、これらの特産品が当地方で産出されたことがわかる。

（吉田町 高岸五郎氏藏）

三七、上田長則印判状 (102)

天正七年卯六月六日

（印文未詳）奉
由木左衛門尉

荒井新左衛門
同 半四郎

同 九郎左衛門
同 郷右衛門

岡五郎右衛門

豊田

入子

松山城主上田長則が、番匠（都幾川村の字名）の大工に正本次郎左衛門と名乗ることを命じたもの。番匠の地は古代以来の天台宗の名刹慈光寺付近にあり、彼ら宮大工が戦国大名領国制の中に組織されていく過程を如実に示す文書である。

（都幾川村 正木益一氏藏）

三八、北条氏照印判状 (103)

御書出

右先年棟別依御用捨、一年鑓卅丁宛
打而上司申旨、以御印判被定置候處、九年未
進候、今般御改之上、雖可被遂御成敗、一廻御用

三九、北条氏邦印判状 (104)

塩荷可押所定事

栗崎・五十子・仁手・今井・宮古嶋・金窪・かんな川境

捨、然者未進式百七十丁之所、半分者御

赦免、残之百卅五丁、今來年ニ霜月十

日を切而打立進納可申、如毎年横地ニ可相

渡、當役如此被仰付上、別ニ國役之走廻

有之間敷候、但大途惣国並之御用歟、無所

據御用有之時者、供物を以可被仰付、此

上就無沙汰者、可被遂御成敗旨、被仰出者也、

仍如件、

榜示ニ可取之候、然者、深谷御領分榛沢・沓かけ井あな
し・十條きりて、しほ荷おさへ候事、かたく無用候、為
其重而申出者也、如件、
猶以半年者忍御領分にて少も不可致狼藉候、以上、

(天正八年)

(翁邦抱痛)

辰
十二月 朔日

長谷部備前守殿

氏邦に属していた長谷部備前守に、栗崎、五十子、仁手、
今井、宮古嶋、金窪、神流川の内側の塩荷の取締りをまかせ、
それ以外の深谷上杉氏領分、忍の成田氏領分に対しても干渉
しないよう命じたもの。生活必需品である塩は、内陸地では
重要な軍事物資でもあった、鉢形領国商業統制の一端をう
かがうことができる。

(花園村 長谷部正富氏藏)

四一、浅野長吉禁制 (106)

禁制

一 噰咤口論之事、

一 押売押買狼籍之事、

一 町人諸役、付、國質郷質之事、

右如先ニ市相立、可商売者也、

天正拾八年七月 日

(浅野長吉)
彈正少弼(花押)

後北条氏時代の領内各地には六斎市が開かれ、各種の商品
流通が行われていた。この文書は後北条氏を倒し関東に入国
した秀吉の部将浅野長吉(長政)が出したもので、浦和の市も
の保護をはかり從来通り商売を行うよう命じたものである。

(埼玉県立文書館蔵 浦和宿本陣文書)

追而留候物をハ、先以おのくニあつけおかせら
れ候、以上

松山城主上田長則が城下町に出した荷留令。近在から出さ
れた物資を他郷の市へ出すことを禁じ、それを犯したものは
打ころしてもかまわないと命じている。城下町に対してもつ
た商業統制の典型的なものである。しかしこうした命令が発
されることは逆にいえば、領主の統制をのりこえて商業活動
が展開されようとしていたことを暗示するものであろう。

四〇、上田長則印判状 (写真) (105)

山之根そのほかのもの、他郷之市へ諸色付出事、くせ子
細無是非候、荷物并馬計留候義ハ、大かたの致様ニ候、
此上ながら、きふくとめ、猶以もちいすハ、一人も二人
も其上も、うちころすへき事くるしからぬよし、被仰出候、
仍如件

(天正十年)

(長則)

午

八月十六日

岡部越中

本郷宿町人衆へ

四二、北条氏伝馬手形 (写真) (107)

伝馬參匹可出之、上州之鑄物師ニ被下、可除一里一錢

者也、仍如件

(常調)

奉之

本郷町人衆
新宿本宿共三

上州の鋳物師に伝馬三匹の使用を許可したもの。日付のと
ころに捺された印判は「常調」と読まれ、その上に伝馬を象
徴する馬の絵が描かれている。

豊臣秀吉の小田原攻めを前にして、上田氏の松山城下では
町人衆からも籠城の申し出があった。それをうけた城主憲定
は、武器などを充分整えて籠城するよう命じた。決戦を前に
緊迫した情況がよく伝えられている文書である。

自小田原西上州迄
宿中

上州の鋳物師に伝馬三匹の使用を許可したもの。日付のと
ころに捺された印判は「常調」と読まれ、その上に伝馬を象
徴する馬の絵が描かれている。

四四、織田信雄書状 (119)

至岩付表被押寄、端城被乘崩、數多被討捕旨、名譽之至
候、併會弟討死之旨、無是非之次第心底令察候、其元之
様子、懇可申越候、謹言、

(天正十八年)

五月廿二日
平岩七之助殿

信雄(花押)

浅野長吉らとともに岩付城攻めにあたった平岩親吉(七之
助)へあてた織田信雄の書状。信雄は織田信長の次男であ
る。平岩親吉の戦功をたたえるとともに、この合戦で命を落
した弟康長を悔んだものである。

(埼玉県立文書館蔵)

四五、浅野長吉書状 (120)

以上、

汝等五人之事、如前々在所へ令還住、耕作以下可申付候、
若菟角申者於在之者、此方へ可申來候也、

(天正十八)

寅 (憲定)

三月十一日 徒狩野陣

浅野彈正
長吉（花押）

（天正十八年）
六月一日

武州足立郡内鴻巣郷

大嶋大炊助
大嶋大膳助
矢辺新右衛門

矢部 兵部
小川 図書
以上五人遣之

岩付城攻めの中心人物のひとり浅野長吉（長政）が、鴻巣近在の地侍層に帰農を命じたもの。これにより岩付城守備の戦闘力の中には、こうした半農半武士的なものがいたことがわかる。彼らは、家康の入国以後、武装解除され、兵農分離の近世社会が形成されていった。

（北本市 大島隆三氏蔵）

四六、木村一・前田利長連署證狀 (12)

其村夫役伝馬之儀、此方無判形候者、一切不可出之候、爲其申遣者也、

（天正十八年）

木村常陸介

一（花押）

羽柴孫四郎

前田利長（花押）

百姓中
二本木

八王子城落城の翌日に出された文書。木村一らの許可なしに夫役伝馬を出すことを禁じている。落人共の逃亡を警戒したものであろうか。連署者羽柴（前田）利長は前田利家の息子である。

（入間市 栗原富治氏蔵）

四七、木村一證狀 (12)

八王寺ヨリ落人共還住之儀、依忠信各申談、判形可遣候、はしりめくり何も可引出申者也、

木村常陸介

（天正十八年）

六月廿七日

栗原右馬助殿

参る

天正十八年六月二十三日、北条氏照の居城八王子城は、前田利家らの軍勢によつて落城した。この文書は、寄手の武将のひとり木村一が、八王子城の落人の証議をきびしくするよう二本木の土豪栗原右馬助に命じたものである。

（入間市 栗原富治氏蔵）

四八、豊臣秀吉禁制 (123)

禁制 多東郡足立庄内

鳩井村

一 軍勢甲乙人等乱妨狼藉事
一 放火事

一対地下人百姓非分之儀申掛事

右之條々堅令停止訖、若於違犯者、忽可被處嚴科者也、

天正十八年七月 日 ○ (秀吉朱印)

小田原を始め、関東諸城を征圧した豊臣軍が出した禁制。征服地での軍勢の横暴をいましめ、治安の維持をはからうとしたことがよくうかがえる。同様の禁制は県内各地にみられるが、これは鳩井村(現鳩ヶ谷市)に出されたもの。なお、秀吉のこの印章は「糸印」と呼ばれ、印文は未詳である。

(鳩ヶ谷市 牛込久治氏藏)

(付記)

一、文書の読みについては、『埼玉の中世文書』、『新編武

州古文書』(上・下)などに依拠した。

二、解説を記すにあたって多数の論文、著書を参照したが、スペースの都合でいちいち明示できなかつた、

三、用字は、当用漢字を主体とした。

「後北条氏展」出品 文書 解説

昭和五十四年十一月三日

発行 埼玉会館

埼玉県立文書館